

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年2月24日認可した。

平成26年3月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）一ノ谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）吉岡道上地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大通寺地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小立地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）内田原地区